合宿教習の参加規約

合宿教習へ参加し、入校申し込みをする場合は、下記の規約に従い円満に合宿教習を進めなければならないものとする。

１条　合宿教習へ参加するために入校申し込みをした時、虚偽の記載や申請があった場合、入校拒否及び強制退校になるも異議のないものとする。

２条　入校申し込み後、入校前に解約する場合は下記の手数料を支払うものとする。

１　入校当日～前日　３００００円

２　入校２日前～５日前　２００００円

３　それ以前　１００００円

但し、入校日の変更手続きを入校２日前までに行った場合はこの限りではない。入校当日及び前日に入校日の変更をした場合は解約扱いとなり、手数料を支払うものとする。

３条　万一の天災、不慮の事故などで教習日程が変更になった場合は学校の指示に従うものとする。また、補習などの延長教習の場合も学校の指示に従うものとする。

４条　入校後に解約をした場合は学校の指示通りの解約手数料、実費等の支払いをするものとする。

５条　途中解約をし転校する場合も４条に従い精算をし、学校の指示に従うものとする。

６条　やむを得ず一時帰宅をする場合は、学校と相談し手続きをした後学校の指示に従うものとする。これを無視した場合は再入校を拒否されても異議のないものとする。

７条　教習時限や合宿日程を規定より多くする場合の延長料金、再検定の場合の検定費等は学校の指示に従い、その都度支払いをするものとする。

８条　次に掲げる行為をした場合は、学校の判断により強制退校になる場合がある。その際料金は一切返金しないものとする。

１　合宿中、学校の規約や宿泊所の規定に違反した場合。特に飲酒や暴力行為を起こした場合。

２　合宿中に教習時間以外において社会秩序を乱すような行為をした場合。

３　合宿中、刑事、民事事件等を起こしたり、関係した場合。

４　その他、学校が合宿教習生として不適格であると判断した場合。

９条　卒業当日に学校を退出するものとし、保証期間内の卒業であっても一切の払い戻しはないものとする。

10条　合宿中は学校の指示に従い、教習を最優先とした生活をすること。

以上の規約を了承し、誓約いたします。

平成　　年　　月　　日

入校申し込み者氏名　　㊞

保護者氏名　　㊞

（未成年者の場合のみ）